

福岡都市計画地区計画の決定（福岡市決定）

都市計画今宿青木南地区地区計画を次のように決定する。

名 称	今宿青木南地区地区計画	
位 置	福岡市西区今宿青木の一部	
面 積	約 4.9 ha	
地区計画の目標	当地区は、本市の中心部から西へ約10kmに位置し、西九州自動車道及び都市計画道路六本松周船寺線にも隣接した交通利便性の高い地区であり、現在、本市産業の振興に資する工場立地のための開発が予定されている。 このため、交通利便性の高さや大規模な敷地形状を活かしつつ、緑化の推進など周辺環境と調和した土地利用を誘導し、良好なゆとりある計画的な市街地環境の形成・保全を図ることを目標とする。	
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	西九州自動車道や幹線道路に隣接した立地特性や大規模敷地形状を活かし、周辺環境と調和した工業を主体とする土地利用の誘導を図る。
	地区施設の整備の方針	周辺環境との調和を図るため、緑地を適切に配置する。
	建築物等の整備の方針	良好なゆとりある計画的な市街地環境の形成を図るため、建築物の用途の制限、敷地面積の最低限度及び高さの最高限度を定めるとともに、周辺環境と調和した緑豊かな市街地環境の形成・保全を図るため、建築物等の形態又は意匠の制限及び建築物等の緑化率の最低限度を定める。

地区整備計画	面 積	約 4.9 ha			
	地区施設の配置及び規模	緑 地	名 称	面 積	摘 要
			緑地	約 3,000㎡	幅員 10m以上
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	建築してはならない建築物は、次に掲げるものとする。 1. 建築基準法別表第2（い）項第1号から第3号に掲げる建築物 2. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び第5項に掲げる用途に供する建築物 3. 建築基準法別表第2（ わ ）項に掲げる用途に供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が三千平方メートルを超えるもの		
		建築物の敷地面積の最低限度	9,000㎡ ただし、次の各号の一に該当する建築物の敷地については、この限りではない。 1. 巡査派出所、公衆便所その他これらに類する建築物で公益上必要なもの 2. この地区計画の告示があった日において、現に建築物の敷地として使用されている土地でこの規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならばこの規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用するもの（この規定に適合するに至ったものを除く。）		
		建築物等の高さの最高限度	建築物の高さは、20m以下とする。		
		建築物等の形態又は意匠の制限	1. 建築物の屋根、外壁又はこれに代わる柱又は道路境界に面する擁壁の形態・意匠及び色彩は、周囲の環境に調和したものとする。なお、色彩は、原色を避け、落ち着いたものとする。 2. 高架水槽等の屋外設置物及び工作物は、露出面積を少なくするなど景観に配慮するものとする。 3. 設置できる屋外広告物は、以下の各号に掲げるいずれの要件も満たすものとする。 （1）自己の用に供するもの （2）過大とならず周囲の環境と調和するよう色彩、大きさ及び設置場所に留意し、美観、風致を損なわないもの		
建築物の緑化率の最低限度	25% ただし、緑化施設は計画図に示す緑地の部分を除くものとする。				

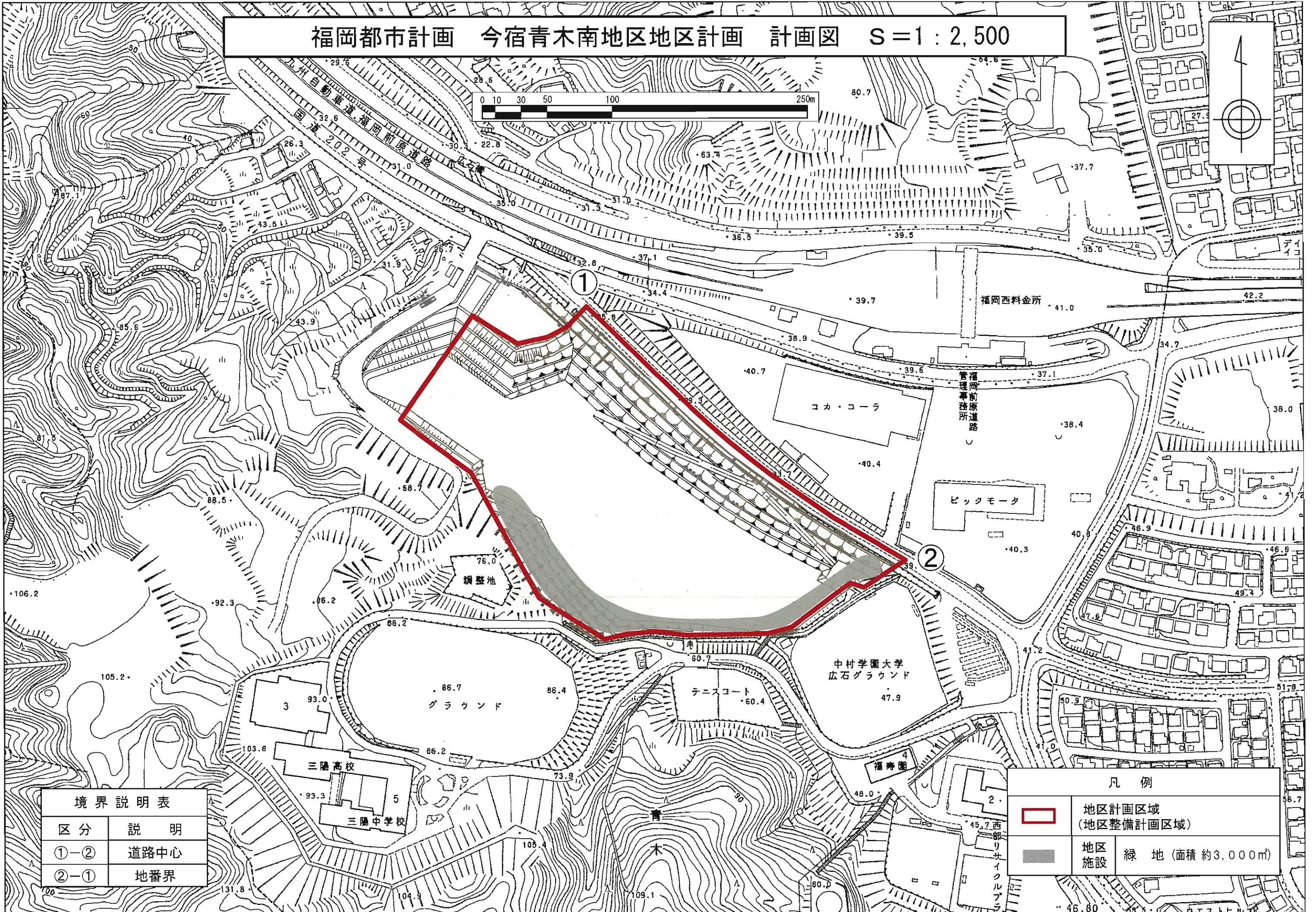
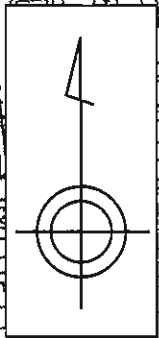
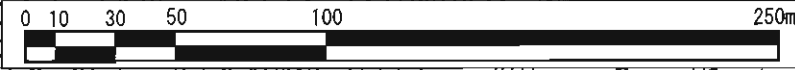
「地区計画及び地区整備計画の区域、地区施設の配置及び規模は計画図表示のとおり」

理由

当地区は計画的な民間開発により市街化区域に編入する地区である。今後、周辺環境と調和した計画的な市街地環境の形成を図るため、本案の通り決定するものである。

朱書きは、建築基準法改正（2018年4月1日施行）によるもの

福岡都市計画 今宿青木南地区地区計画 計画図 S=1:2,500



境界説明表	
区分	説明
①-②	道路中心
②-①	地番界

凡例	
	地区計画区域 (地区整備計画区域)
	地区施設 緑地(面積約3,000㎡)

九州自動車道福岡前原道路
国道202号

福岡西料金所

コカ・コーラ

ビックモータ

中村学園大学
広石グラウンド

調整池

グラウンド

三陽高校

三陽中学校

テニスコート

福寿園

西部リサイクルプラ